

新居浜工業高等専門学校企業セミナー運営業務委託に関する公募要領

1. 事業名

新居浜工業高等専門学校企業セミナー運営業務委託 一式

2. 事業の趣旨

キャリア教育の一環として、様々な企業を招き、各業界の状況や事業内容、仕事のあり方について学ぶ機会を提供することによって、学生の業界理解を促進し、自らのキャリアについて考えを深めることを目的として企業セミナーを開催するにあたり、円滑に運営を行うとともに学生への教育的効果を高めるため、専門的知識及びノウハウを有する事業者業務を委託する。

3. 事業の内容

令和8年度における本校での企業セミナー運営業務を委託する。

4. 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

ただし、本契約期間満了までに委託者及び受託者いずれからも委託契約解除の申出がない場合は更に1年間同一条件をもって更新するものとし、その場合の延長期間は最長で令和10年3月31日までとする。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41条）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度に四国地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次に掲げる法人等は、企画公募に参加することができない。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜

を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

- ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等
- (5) 過去5年以内に高専学生または大学生を対象にした企業セミナー等の開催実績又は運營業務受託実績があること。

6. 参加表明書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、7(1)へ参加表明書(別紙様式3)を提出すること。
- (2) 提出期限：令和8年5月8日(金)17時00分

7. 企画提案書等の提出方法

- (1) 企画提案書等の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒792-8580 愛媛県新居浜市八雲町7番1号

新居浜工業高等専門学校 総務課契約係

TEL 0897-37-7835

FAX 0897-37-7843

E-mail keiya-c.off@niihama-nct.ac.jp

- (2) 企画提案書等の提出方法

①提出期限までに、紙媒体7部(内原本1部)と電子データを送付すること。

○送付する場合

- ・簡易書留、宅急便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び以下②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・本校による受領通知は事務連絡先に送付する。

○持参する場合

- ・受付時間：平日8時30分～17時00分
(12時15分～13時00分を除く)
- ・提案書類は紙媒体及び以下②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、本校による受領通知を事務連絡先へ送付する。

②電子データについて

- ・ファイル形式は、原則としてWord、Excel、PowerPoint又はPDFとし、CD-Rで提出するか、本校が指定するフォルダへアップロードすること。

③その他

- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。

- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨単位で表記し、紙媒体7部（内原本1部）提出すること。
- ・企画提案書は、本要領、仕様書及び審査基準を熟覧の上、作成すること。また、当該要領等に疑義がある場合は、7（1）に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

(3) 提出書類

①企画提案書

- ・別紙1 企業セミナー運営業務委託企画提案書作成要項に基づいて作成すること。

②その他の書類（提出書類一覧 別紙2）

(4) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 公告及び本要領に示した参加資格のない者の提出したもの
- ② 7（5）の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの
- ③ 虚偽の内容が記載されている提案書
- ④ その他提案に関する条件に違反したもの

(5) 企画提案書等の提出期限

提出期限： 令和8年5月8日（金） 17時必着

(6) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘らず、企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

資格審査を満たした業者の企画提案書について、以下（2）審査基準に基づき審査を行い、評価項目の総合得点が最も高かった企画提案者を業務受託事業者として選定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、7日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

9. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

10. スケジュール (予定)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年3月30日(月) |
| (2) 参加表明書及び企画提案書等書類締切 | 令和8年5月8日(金) 17時 |
| (3) 審査 | 令和8年5月中旬 |
| (4) 契約締結 | 令和8年5月下旬 |
| (5) 契約期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |

11. その他

- (1) 提案書等提出書類は本公募のみ使用するものであり、他の目的に使用することはない。
- (2) 提案書の返却は行わない。
- (3) 書類提出後の追加及び修正は認めない。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) その他、事業実施にあたっては、誠心誠意をもって事業を遂行するものとし、別に定める仕様書、契約書及び企画提案書等を遵守すること。